

宛先：海南商工会議所 相談事業課 行 FAX：073-482-7370

※FAXがない場合の郵送先 (〒642-0002 和歌山県海南市日方1294-18 海南商工会議所 相談事業課 行)

事業復活支援金 事前確認 依頼書《チェックシートA》

(注意事項) 過去に「一時支援金」「月次支援金」を受給した事業者は、以下の事前確認は不要ですので、ポータルサイトのマイページから申請手続きを行って下さい。

初めて申請される方は、以下の確認事項について、確認・了承した項目の □ にレ点を入れ、必要事項をご記入後、FAXしてください。受信後、事業者様の情報を確認し、当会議所から代表者様にご連絡いたします。

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 (法人番号 _____) <input type="checkbox"/> 個人事業者等 (事業所得) <input type="checkbox"/> 個人事業者等 (主たる収入が雑収入・給与所得)		
事業所名	申請希望者名 (代表者名)		
電話番号	代表者生年月日 (西暦)		年 月 日
FAX 番号	代表者携帯電話 (任意)		

※個人情報(海南商工会議所の個人情報保護方針)に則り管理します。収集した個人情報は本支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

当事業所は海南商工会議所の会員です

※当事業所は海南商議所の (1. 会員⇒会員番号記入 [_____] ・ 2. 新規入会希望[別紙Bも提出])

事前にネットで仮登録し申請IDを取得した ↓↓↓

申請ID	_____	ID取得で登録した電話番号	_____
------	-------	---------------	-------

- 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少している必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たさないことを確認している。

<p>需要の減少による影響</p> <p>1. 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少</p> <p>2. 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少</p> <p>3. 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少</p> <p>4. 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少</p> <p>5. コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少</p> <p>6. 顧客・取引先が①～⑤のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少 ※顧客・取引先は他社を介した間接的な顧客・取引先を含む</p>	<p>供給の制約による影響</p> <p>7. コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難</p> <p>8. 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約</p> <p>9. 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たさないことを確認している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に事業収入が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を稼げない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における営業時期や観光客の出発時期以外など)を対応日とする事により、算定上の売上が減少している場合 ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合 ・要請等に基づかない自主的な休業や就業時間の短縮、自社の変更、法人成り又は事業形態の変更などにより就業日数が少ないこと等により売上が減少している場合 等
---	---

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類(※)の追加提出を求める場合があります。
※書類の具体例: 自治体等の要請文、他者がコロナ禍を理由として休業・時短営業等を行ったことが分かる公表文、自らの事業との関連性を示す書類(店舗写真等) 等

- 売上減少が支援金の趣旨目的に沿わない場合は給付要件を満たさないことを認識している
- 事業を実施していないサラリーマンやアルバイト、学生等は給付対象ではないことを認識している
- 「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」ではない
- 対象月以降において、事業を継続・立て直しする意思がある(廃業又は破産等を予定していない)
- 事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳)、中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等は7年間保存する義務、及び事務局等から求められた場合速やかに提出する必要があることを認識している
- 支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している
- 代表者又は個人事業者等本人が申請にかかる「宣誓・同意書」、経産省ホームページ掲載の「事業復活支援金の詳細について」を全て読んだ上で自署している
- 支援金の審査は支援金事務局の判断によること、海南商工会議所による確認事務は支援金を確約するものではないことを認識している
- 上記につき代表者が確認しました。事業復活支援金申請のための確認事務を依頼します

記入日 2022年 月 日 代表者署名 (自署)

海南商工会議所使用欄

申請書の内容が相違ないことを確認した

担当部署	担当者名	会員No.	確認実行日
------	------	-------	-------

宛先：海南商工会議所 相談事業課 行 FAX：073-482-7370

※FAXがない場合の郵送先 (〒642-0002 和歌山県海南市日方 1294-18 海南商工会議所 相談事業課 行)

事業復活支援金 事前確認 依頼書《チェックシート別紙B 新規入会者用 ※Aも提出》

この別紙Bは、事前確認手続き時点で、海南商工会議所入会済（会費納入済）の方は提出不要です

事業所名	申請希望者名（代表者名）
------	--------------

以下の確認事項につきまして、確認・了解したものに □ にレ点を入れ、必要事項をご記入下さい

- 申請希望者の氏名と、提示した本人確認書類（下記）に記載された氏名が一致している
 （本人確認書類）・「運転免許証（両面）」「マイナンバーカード」「在留カード・特別永住者証明書・外国人 登録証明書」「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「住民票及びパスポート」「住民 票及び健康保険証」
 ※ 法人代表者から手続きを委任された場合は「履歴事項全部証明書」記載の代表取締役氏名と上記本人確認 書類の氏名が一致していること、及び委任状（書式自由）に記載の受任者氏名・受任者本人確認書類の氏名が 一致していること
- ① 申請希望者の事業に関する、税務署收受印（又はe-tax 受信通知・納税証明書[その2 所得金額用]）が付いた確定申告書（青色決算書・収支内訳書）の控えを用意した（海南商工会議所の確認が必要）
 基準期間： 年 月 ～ 年 月 （基準期間とは売上を比べる期間のことです）
 対象月： 年 月 （対象月とは2021年11～2022年3月のうち申請に用いる月のことです）
- ② 申請希望者の事業に関する、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳・請求書・領収書等）を用意した（海南商工会議所の確認が必要）
- ③ 上記①の基準期間・対象月について、任意に選んだ1つの法人等取引先との請求書又は領収証等について、「取引先名称」「金額」が通帳に記載されている（海南商工会議所の確認が必要）
 基準月： 年 月 （基準期間の対象月と同じ月） 対象月： 年 月
- 上記① ② ③ の書類が全部用意できない個人事業者
 ⇒ 雑所得・給与所得で確定申告を行っている 売上減少の要因が以下のいずれかである

【需要の減少による影響】

- 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要 請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- 消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少
- 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少
- コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少に伴う、自らの財・サービスの 個人消費機会の減少
- 顧客・取引先が上記5項目いずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少 【供給の制約による影響】
- コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・ サービスの調達難
- 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、 自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
- 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不 可欠な就業者の就業制約
- 上記につき代表者が確認しました。事業復活支援金申請のための確認事務を依頼します

記入日 2022年 月 日 代表者署名（自署）

海南商工会議所使用欄

申請書の内容が相違ないことを確認した

担当部署	担当者名	会員No.	確認実行日
------	------	-------	-------